

第2編 方法書に関する審議経過

第1章 公告・縦覧の概要

方法書の公告・縦覧は以下に示す内容で行なった。方法書に対する住民等の意見の件数は17件であった。

表 1-1 方法書の公告・縦覧の概要

公告日	平成23年8月29日（月）
縦覧期間	平成23年8月29日（月）から平成23年9月28日（水）
縦覧場所	<ul style="list-style-type: none">・長野県環境部環境政策課・長野県諏訪地方事務所環境課・湖周行政事務組合事務局・岡谷市役所 川岸支所、湊支所、長地支所・諏訪市役所 市民部生活環境課・塩尻市役所 市民環境事業部生活環境課・下諏訪町役場 住民環境課・辰野町役場住民税務課
意見募集期間	平成23年8月29日（月）から平成23年10月12日（水）
意見提出先	<ul style="list-style-type: none">・湖周行政事務組合事務局・諏訪市役所 市民部生活環境課・下諏訪町役場 住民環境課
意見書の提出件数	17件

第2章 知事の意見及び事業者の見解

方法書に対する知事の意見及び事業者の見解は、以下に示すとおりである。

表 3-1 方法書に対する意見及び事業者の見解

知事の意見（原文）	湖周行政事務組合の見解
全般、事業計画	
1 環境影響評価の実施に当たっては、住民から寄せられた意見等に配慮するとともに、積極的な情報公開に努めること。	1 住民説明会等を実施し、意見をいただき、その上で確実に情報開示いたします。また、準備書の中で施設供用後のモニタリング計画を示します。
2 「ごみ処理基本計画」におけるごみの減量化・資源化の一環である。生ごみの分別回収・資源化について、組合を構成する2市1町において統一した取り組みを一層推進すること。	2 生ごみの資源化につきましては、「ごみ処理基本計画」の中に位置づけられており、家庭用生ごみ処理機器の購入補助、小中学校等で発生する給食残渣の業者委託による資源化、家庭で発生する生ごみの拠点回収及び資源化など、現在、2市1町がそれぞれの立場で取り組みを進めております。今後、2市1町でできるだけ施策の統一を図り、取り組みを拡充します。
3 ごみ収集ルートを選定及びその通行にあたっては、必要により道路管理者と協議を行なう等、地域住民の安心・安全が得られるよう努めること。	3 ご指摘の点も踏まえ、歩行者の安全確保に努めます。
4 対象事業実施区域は土石流警戒区域に含まれるため、地形・地質の調査結果等に基づき、防災対策について考慮すること。	4 ボーリング調査や地質図など既存資料をもとに、土石流警戒区域などの危険箇所、災害危険地域の分布も含めて地形・地質の分布状況を整理するとともに、豪雨時の排水対策の要否については雨水排水経路の調査結果を踏まえて、検討します。
大気質	
5 大気質の1時間値予測において、ブルーム・パフ式で計算した濃度の最大値については、マスコンモデル等で計算した最大値との比較による予測評価を行うこと。	5 ブルーム・パフモデルでの計算値を基本に予測を行ないますが、確認のため、マスコンモデル及び移流パフモデルで計算した最大値と比較し、1時間値を予測します。

知事の意見（原文）	湖周行政事務組合の見解
6 大気質の調査にあたっては、風向風速等気象の状況について地域ごとに代表性のあるデータを活用し、実施すること。	6 準備書にアメダス観測地点の松本今井及び松本地域気象観測所のデータによる風配図を諏訪地方気象台のデータと併せて示します。
7 大気質の予測評価にあたっては、対象事業実施区域と諏訪湖岸との高低差や気温低下による逆転層の発生時において、適切な予測評価が行えるよう調査を実施すること。	7 上層気象調査は、逆転層の出現高度を把握するほか、大気拡散の計算式に活用する上空の風速を推定するのに必要なものであり、影響範囲の中央付近の地上気象調査地点と同じ地点での調査が最良であることから、現在の調査地点で調査したいと考えます。逆転層が諏訪湖畔近隣の低地で発生した時の状況把握については、建設地の地上気象調査と諏訪湖に近い調査地点での地上気象調査から逆転層の発生頻度を把握し、それを大気拡散の計算式に反映させて影響を予測・評価します。
8 微小粒子状物質の環境影響評価について、可能な調査の実施を検討すること。	8 県水大気環境課と協議した結果、PM2.5については今のところ影響予測手法が確立していませんが、発生源の調査事例等の数値と岡谷 IC 局等の大気中のPM2.5の現況把握の数値を比較することなどにより簡易的な予測を行い、準備書に記載します。
騒音、振動	
9 ごみ収集車の時間的な集中により騒音に係る環境影響が予想される場合は、保全対策を講ずること。	9 ごみ収集車の集中については、騒音・振動の項目の中で、時間ごとの台数を設定して予測を行います。その結果、特定の時間に車両が集中すれば対策を検討するとともに、施設稼動後においても収集運搬業者に対して走行ルート及び安全運転の徹底を行います。
10 ごみ収集車に加え、焼却後の埋立物を搬出するトラックの騒音・振動についても予測評価を行うこと。	10 搬出車両による、騒音・振動等の影響については、他と同様に予測します。

知事の意見（原文）	湖周行政事務組合の見解
11 収集ルート上の騒音・振動に対して、路面の状況を考慮した予測評価方法を検討すること。	11 方法書で示した道路交通騒音の予測モデルは、路面の平坦性を補正する定量的な解析はできませんが、最新の予測式であるため、この手法で予測します。また、道路交通振動の予測モデルは、路面平坦性による補正項があるので、その点を考慮して予測を行い、評価及び保全対策に反映します。
土壌汚染	
12 土壌汚染については、環境基準を満足させることを前提としながら現状を悪化させない趣旨の環境保全目標を設定すること。	12 実行可能な範囲で低減する努力が行なわれているかを確認することで評価を行うとしております。環境保全目標については、大気質、騒音における環境保全目標の表現と同様とするように修正します。
地形・地質	
13 工事における地形地質による影響に関しては、具体的な規模を把握した上で、適切な予測評価を行うこと。	13 施設規模等が決まったところで、具体的に地形改変への影響を予測・評価し、準備書に示します。
植物、動物、生態系	
14 対象事業実施区域付近には分水嶺があり、植物の多様性が高いところがあるため、水系に係る要素にも着目し、動物の生息又は植物の生育状況や生態系の調査において特徴の把握に努めること。	14 水質、地形・地質及び生態系の調査結果から、水系に係る要素について特徴を把握します。
15 夜間照明による動植物への影響を極力低減するよう、施設設計において配慮すること。また、調査実施に当たっては、動物相の多様性に着目するといった点や生態系の上位種に焦点を絞るといった方法について検討すること。	15 夜間照明により、周囲の植物・動物にどのような種類の影響がどう現れるかを、類似事例等により定性的に予測を行い、波及すると考えられることがあれば考察を行なう方法です。

知事の意見（原文）	湖周行政事務組合の見解
景観・触れ合い活動の場	
<p>16 やまびこ公園やその周辺が、景観や触れ合い活動の場という観点で重要な場所であることを考慮し、調査頻度や調査内容を見直すとともに、やまびこ公園利用者など多くの人の意見を反映させた予測評価を行うこと。</p> <p>また、工事中においても、囲い等により景観について配慮すること。</p>	<p>16 都市公園である鳥居平やまびこ公園は、市民の重要な触れ合い活動の場であり、触れ合い活動の場における予測・評価にとどまらず、関連するものについて幅広く予測・評価を行います。</p> <p>触れ合い活動の場の調査については、「分布」及び「主要な触れ合い活動の場」について、今回挙げた施設も含めた範囲において、より詳細な調査を実施するよう修正します。</p> <p>なお、景観について、現施設の視認状況及び周辺施設の利用期間から、調査・予測は鳥居平やまびこ公園のみで行い、簡略化項目と位置づけております。</p> <p>「景観資源及び構成要素」、「主要な景観」について調査を行なうほか、フォトモニタージュ等による予測を行います。</p>